©梅林勲＆大阪企業法務研究会 2018

第 361 回月例会・報告概要
開催日：2018 年 5 月 19 日（土曜日）　10：00～
報告者：梅林　勲（元・住友商事、四天王寺大学非常勤講師）
テーマ：映画の著作物と著作権
報告者コメント：足かけ四年に渡り「映像・音楽ビジネスの著作権とその権利処理」について書き進めてきましたが、その三にてやっと終わりました。当初一回で終わると思っていたものが、著作権法を読むだけでは実際の状況との関係が全く理解できませんでした。また、著作権法関連の解説書を読んでも体系的に法と実務を理解するのが難しく、特に新しい状況を知ることが出来ませんでした。そこで著作権法、実務処理、現況の関係性を体系的に纏める。その上で権利処理の円滑化の一つの提案を行うという、研究ノート、自分の覚書、論文といった三要素を合わせたものを四天王寺大学紀要に書かせて頂きました。

研究会報告では、「総論」、「音楽ビジネスと著作権とその権利処理」と報告させて頂きましたが、今回その締めくくりとして「映画の著作物の著作権関係とその権利処理」について報告させて頂こうと思います。時間があれば海外の事情についても話をさせて頂きたいと思います。

報告概要：
１．映画とは
２．映画の権利者
（１）モダン・オーサー
・映画製作者（法 2 条 10 号）
・著作者→映画製作者等（法 16 条）
・著作権の帰属→法 15 条（職務著作）、法 29 条
（２）クラシカル・オーサー
a）映像の著作物の脚本・原作
b）映像の著作物における美術品
c）団体未加盟の者の扱い　　→a)と b）は著作権管理団体がある。
（３）著作隣接権者（実演家・俳優、アーティスト、演奏家等）
ワンチャンス主義
・実演家の権利（法 90 条の 2 以下）
→録音・録画権（法 91 条）、放送権（法 92 条）などが問題となる。
→二次利用に対する権利
（４）レコード製作者
３．アーティストと日本芸能実演家団体協議会
・ブランケット方式による放送事業者との契約
４．韓国における権利処理
・韓国デジタル著作権取引所（KDCE）

以　　上